

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 料の納付が困難なときは

### 新型コロナウイルス感染症の影響による 特例の免除申請および学生納付特例申請

収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じ、令和2年2月以降に所得が相当程度まで下がった場合には、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を記載した「所得の申立書」を添付することで、国民年金保険料免除申請または学生納付特例申請ができません。

#### 対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方

②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方または国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる学生

※1 令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費などを控除し算出します。

※2 国民年金保険料免除申請の場合、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

#### 免除対象期間

国民年金保険料免除申請の場合

令和2年2月分から令和2年6月分まで  
※令和2年7月以降は改めて申請が必要です。

国民年金学生納付特例申請の場合

令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）  
令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

#### 申請に必要なもの

国民年金保険料免除申請の場合

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書  
※特例認定区分欄「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

②所得の申立書（簡易な所得見込み額の申立書（臨時特例用））

国民年金保険料学生納付特例申請の場合

①国民年金保険料学生納付特例申請書  
※特例認定区分欄「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

②所得の申立書（簡易な所得見込み額の申立書（臨時特例用））

③学生証のコピー

※申請書および所得の申立書は保険年金課に備え付けてあるほか、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）からダウンロードすることができます。

#### 提出先

保険年金課または大垣年金事務所

〒503-8555 大垣市八島町1-14番地の2へご提出ください。

※感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。

#### 問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

平日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

大垣年金事務所

☎0584-78-5166

平日 午前8時30分～午後5時15分

### 独居のご家族がある方・障がいがある方の親亡き後のご相談

☆いつでも電話・メールでのご相談をお受けします。

☎090-7851-9301

メール [nishiwaki.socialwork@ezweb.ne.jp](mailto:nishiwaki.socialwork@ezweb.ne.jp)

☆個別直接相談をご希望される方は電話・メールで予約の連絡をいつでもお受けできます。

#### 予約電話番号

☎090-7851-9301

場所 池田町障害福祉サービス事業所

「ふれ愛の家」の宿泊訓練施設ふれあいホーム「大室荘」にて

日時 予約時にご希望をお聞きして決めます。

費用 無料

#### 内容

・独居のご家族の今後の生活についてのご相談

・障がいがある方の将来・親亡き後の生活相談

・成年後見制度のご利用を含めたご相談にのります。

※社会福祉の専門職（ソーシャルワーカー）がご相談にのります。

#### 主催 揖斐郡成年後見・権利擁護センター（任意団体）

代表 社会福祉士（コミュニティソーシャルワーカー）西脇隆

（一社）岐阜県社会福祉士会 障害者権利擁護センター ぱあとなあ 会員

